

資料

Research
Data

行政による地域猫活動の支援状況 およびその効果について

土田あさみ*・秋田真菜美**・増田宏司*・大石孝雄*

(平成 23 年 11 月 4 日受付/平成 24 年 4 月 20 日受理)

要約: ノラ猫問題を解決する一つの対策として地域猫活動が各地で行われており、一部の行政でその活動を支援している。そこで、その支援状況とその効果を検討するために、全国の自治体を対象として調査用紙を配布し、2008 年度における情報を収集した。その結果、東京都特別区で地域猫活動を支援する行政が多く認められた。また、政令指定都市、中核市および都道府県のいずれの行政でも地域猫活動の地域がないと回答したところが多かった。条例や制度、避妊去勢手術費の補助、講習会開催等の支援措置は、東京都特別区および東京都部で多く、中核市および都道府県では少ない状況であった。今回の調査では地域猫活動を行政が支援することが、猫に関する苦情の減少、猫の処分数の減少、また住民間の親密の増加等に対して有効であるかどうかについては明らかにならなかったものの、行政機関がノラ猫対策を早めにとることや、その支援を積極的に行うことなどが、猫の処分数を減らすのに有効である可能性が示唆された。

キーワード: 地域猫活動, 行政による活動の支援, 行政の支援の効果

はじめに

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護管理法）は、動物を飼育することが原因で国民の生活の安寧が侵害されないように、適正に動物を飼育するにはどのようにすればよいのか、という大枠を示している。しかし、ペットブームの昨今ではペットの衝動買いが起り、飼育者がそのペットをもてあまして行政に引渡すか、あるいは遺棄する例が少なくない。遺棄され行政に引渡された動物は処分の対象であり、飼い主から直接行政に引取られた動物も、引渡した飼い主への返還や新たな飼い主が見つからなければ殺処分の対象となる。飼育の絶対数が多い犬や猫の場合、2009 年で 20 万頭以上処分されている（229,832 頭、環境省統計資料¹⁾）。東京都では 2004 年から 2009 年にかけてハルスプラン（東京都動物愛護推進総合基本計画）の中で、「飼い主のいない猫」対策の指針を作成するためのモデル地域を指定した。このモデル事業の目的は、飼い主のいない猫にかかわる問題を解決することである。その後このモデル事業は動物愛護推進計画に引き継がれ、その主眼が飼い主と動物との関係から地域社会との関係にシフトし、人と動物との共生社会を構築することが目標になった。計画の具体的施策の中に、致死処分減少への取り組みとして飼い主のいない猫対策の推進が挙げられている。この取り組みの一つとして普及しつつあるのが地域猫活動である。

地域猫活動は、横浜市職員黒澤泰氏が提唱した活動であり、1997 年度から始まった。遺棄されたノラ猫を不憫に

思って餌を与える住民が後を絶たず、避妊去勢手術を施していないノラ猫が繁殖して、かえってノラ猫による問題を地域にもたらしてきたという背景があった。そこで「猫のトラブルをゼロにする」対策として生まれた活動で、餌やり地域住民あるいは団体は、給餌場所や時間を決めて置き餌を避け、猫トイレを設置してその後始末をするとともに避妊去勢手術を敢行し、さらに地域清掃も行うというものである²⁾。欧米ではノラ猫対策として、捕獲して避妊去勢手術を施した後捕獲した元の場所に戻して管理する方法（trap-neuter-release, TNR）を、ノラ猫の死亡率を下げるとともに安楽死に代わる方法として行われている³⁻⁵⁾。日本での地域猫と同様の方法であるが、ノラ猫が野生動物にとっての脅威となっていることから、そのための排除も目的に含まれる^{3,6)} 点が、日本とは異なる。

地域猫活動は、市民の自主的な活動であるが、一部の行政は、動物愛護推進計画のひとつとしてこの活動を支援している。これは、猫の引取り数の半減と殺処分数の減少や、所有者のいない猫の適正管理を目的としている。しかし、日本各地でどれほど普及し、その効果がどうかという調査や、地域猫活動によりノラ猫数が減少したという報告は現在みあたらない。

以上のことから、行政が推進している地域猫活動の普及とその有効性について検討すべく、各行政を対象に紙面による地域猫活動の支援に関する調査を行った。本報告では、調査の結果を、①地域猫活動の把握や支援状況、②地域猫活動の効果としてノラ猫によるトラブルの減少ならびに猫の処分数の減少の検証に焦点をあてて報告する。

* 東京農業大学農学部バイオセラピー学科伴侶動物学研究室

** 埼玉県吉川市健康福祉部

表 1 地域猫活動に関する行政への調査項目

項目	内容（回答の形式）	質問の内訳	東京都 特別区	東京都 市部	その他 行政
地域猫活動について	支援または活動地域の有無*		○	○	○
支援措置	条例・制度・推進計画の有無		○	○	○
	手術費用の補助について （有無の選択/記述）	補助の有無・開始時期 補助の申請方法・金額・施術数	○	○	○
	その他（項目選択）	講習会の開催・器具貸出・その他	○	○	○
	活動開始時期		○	○	○
支援措置の効果（項目選択）		猫の苦情減少・地域猫の普及・猫の 処分数の減少・住民との親密度の上 昇	○	○	○
	猫の保護事業	全引取り数・譲渡数・処分数（記述）			○

*：東京都特別区および市部には「地域猫活動の支援の有無」、その他の行政には「地域猫活動をしている地域の有無」について質問した

調査の方法

(1) 調査書の配布対象

調査書は、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都特別区、東京都市部の行政機関にアンケート調査書を配布した（計 155 部）。

(2) 配布および回収時期

2009 年 8 月に郵送にて配布し、8～10 月に郵送により回収した。

(3) 調査の内容

調査内容を大きく分けると、地域猫活動の支援状況に関する質問と支援の効果に関する質問となる。

東京都では地域猫活動に行政が力をいれていると考え、東京都の各行政には 2008 年度における地域猫活動の支援の有無および支援措置について調査し、東京都以外の行政には 2008 年度における地域猫活動を行っている地域の有無とその支援内容、ならびに猫の保護事業（引取り数と処分数）について調査した（表 1）。地域猫活動の支援あるいはその活動の地域が「ある」と回答した行政に対しては、次の内容について質問した。各行政に共通して設定した質問項目は、活動支援のための条例等の制度の有無、避妊去勢手術費の補助の有無とその開始時期、講習会開催、捕獲、餌、猫除けなどの器具の貸し出し、および支援開始時期である。さらに、東京都特別区および東京都市部には、避妊去勢手術費の申請方法と金額、補助の対象（飼い主のいる猫かいない猫か、予定数と実際の手術数）等を、政令指定都市、中核市および都道府県の各行政には、猫の保護事業に関する項目についても質問した。

地域猫活動支援の効果として、「猫に関する苦情の減少」「猫の処分数の減少」「地域猫活動の取り組みの普及」および「地域住民と行政との親密度が上がった」の 4 項目を設定し、複数選択式で回答を得た。政令指定都市、中核市および都道府県の各行政からは、猫の保護事業として 2008

年度の猫の引取り数および処分数について記述式で回答を得た。

調査結果

本報告は地域猫に関する調査であるが、「地域猫」ではなく「飼い主のいない猫」として回答を得た場合と地域猫ではないがという注釈つきで回答を得た場合、そして地域猫活動は支援していないとして回答を得られなかった場合があった。結果には、注釈つきであっても得られた回答をすべて含めた。

調査書の回収割合は、東京都特別区 19/23（回収数/配布数）、東京都市部 24/26、政令指定都市 17/18（有効回答数 16）、中核市 37/41（有効回答数 34）、都道府県 45/47 であった（回収率 83～96%）。

(1) 地域猫活動の普及状況

支援していると回答した割合は、東京都特別区で 73.7%（14/19）、東京都市部で 45.8%（11/24）、支援していないと回答したのはそれぞれ 15.8%（3/19）、45.8%（11/24）で、明らかに特別区の方が市部よりも支援している行政が多かった（ $\chi^2(1) = 3.89$, $P < 0.05$, 表 2）。検討中と回答したのは特別区も市部もともに 2 行政であった。地域猫活動の地域があると回答したのは、政令指定都市で 31.3%（5/16）、中核市で 11.8%（4/34）、都道府県で 22.2%（10/45）で、いずれも 3 分の 1 にも至らなかった（ $\chi^2(2) = 3.67$, $p > 0.05$, 表 2）。政令指定都市の 50%（8/16）、中核市の 82.4%（27/34）、および都道府県の 66.7%（30/45）が地域猫活動はないと回答し、これら行政地域での地域猫活動の普及割合は低いという結果となった。無回答あるいはわからないと回答したのはそれぞれ、18.8%（3/16）、8.8%（3/34）、そして 11.1%（5/45）であった。

(2) 地域猫活動の支援状況

地域猫活動、あるいは飼い主のいない猫の支援活動を条例や制度、手術費補助、また講習会など、なんらかの形で

表 2 地域猫活動を支援している行政の数

	有効回答数	支援または活動地域*1			支援内容内訳			その他の支援の内訳			
		あり	なし	その他*2	条例・制度あり	手術費*3	その他	講習会	器具貸出	その他	
東京都	特別区	19	14	3	2	4	14	12	8	9	3
	市部	24	11	11	2	3	9	8	6	6	4
政令指定都市		16	5(5)	8	3	3	4	4	2	1	0
中核市		34	4(4)	27	3	2	2	3	3	1	0
都道府県		45	10(4)	30	5	4	0	4	2	0	4

* 1 : 東京都の行政では支援の有無, その他の行政では活動地域の有無についての回答数で()の数値は支援措置を有する行政数.

* 2 : 東京都では「検討中」, 地方行政では「わからない」と回答されたもの、および無回答

* 3 : 飼い主なしの猫対象の補助

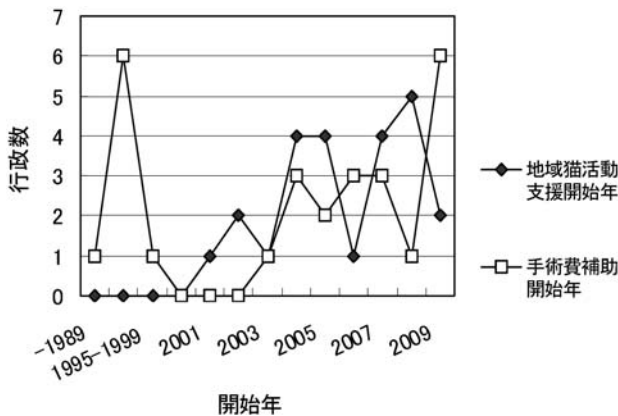


図 1 地域猫活動の支援および手術費補助を開始した行政数の経年変化

支援していると回答したのは、東京都で73.7% (14/19), 東京都市部で45.8% (11/24), 政令指定都市で31.3% (5/16), 中核市で11.8% (4/34), 都道府県で8.9% (4/45)で、支援は東京都で特に多く、中核市および都道府県で特に少ない結果であった ($\chi^2(4) = 36.50, P < 0.01$, 表2)。支援内容をみると、避妊去勢手術費の補助を行っている行政が多く、条例の制定や手術費補助以外では、講習会の開催を実施している行政が多くみられた(複数選択式回答, 表2)。行政の支援は、条例を制定する場合よりも手術費の補助や講習会開催等の支援を行っている方が多かった。手術費の補助は、地域猫活動支援よりも早くから実施されており(東京都特別区と東京都市部), バブル崩壊後の1990年代半ばで新たに実施する行政が一旦みられなくなったものの、2004年以降全国で徐々に実施されるようになった(図1)。一方、地域猫活動の支援は、多くの行政でハルスプラン開始以降の開始であったが、それ以前から開始している行政もあった。

東京都特別区および東京都市部の行政の補助する猫の避妊去勢手術費は、飼い主のいない猫の場合が多く、また、雄より雌に対する補助額の方が高かった。補助額は、飼い主のいない雄で最高12,000円、雌で25,000円、最低は雄で2,000円、雌で3,000円と、雌のほうが雄より手術費用

表 3 猫の避妊去勢手術費を補助する東京都特別区・市部の行政数

補助額(円)/匹	飼い主いる		飼い主なし	
	雄	雌	雄	雌
15001~	0	0	0	5
10001~15000	0	0	2	1
8001~10000	0	1	3	9
5001~8000	0	4	1	3
3001~5000	3	3	12	3
~3000	7	2	4	1
全額補助	0	0	1	1

がかかるため補助額も高い設定であった(表3)。全額補助という行政もあった。飼い主のいない猫に対する手術費の補助額を回答した行政の中で、手術予定頭数と実施頭数の両方を回答した11行政の結果から手術の実施率を算定した(表4)。雌雄ともに実施頭数はほぼ予定の頭数に達していた(実施率の平均: 雄90%, 雌97%)。補助金の申請は、多くの行政において手術前になされるもので、補助額を申請者に交付するのではなく契約している獣医師会に委託金として交付する行政もみられた。

(3) 地域猫活動支援の効果

なんらかの支援をしている行政に対して、地域猫活動あるいは飼い主のいない猫を支援することで得られた効果として、「猫に関する苦情が減少した」「処分数が減少した」「地域猫活動が普及した」「住民間の親密度が増した」、そして「その他(記述あり)」の複数選択による回答を得た。その結果、「住民間の親密度が増した」(23.1%)とその他として「不明である」(23.1%)の回答が最も多く、次いで「猫に関する苦情が減少した」(20.5%)であった(表5)。

(4) 猫の引取り数および処分数の減少率からみた地域猫活動支援の効果

地域猫活動の支援の効果を、本調査においてなんらかの支援があると回答した政令指定都市、中核市および都道府県の13行政を対象に、行政による猫の引取り数および処分数の変化から検討した。調査で得られた2008年度の猫の引取り数および処分数を、2005年度の引取り数および

表 4 東京都の行政における飼い主のいない猫の避妊去勢手術費補助の予算頭数および実施率

行政	予算頭数		実施率	
	雄	雌	雄	雌
特別区	295	580	1.09	0.61
特別区	300	750	0.89	0.91
特別区	20	40	1.05	1.13
特別区	100	150	0.93	0.85
特別区	20	60	1.00	1.13
特別区	100	100	0.70	0.99
特別区	112	164	0.94	0.79
市部*	12	28	1.00	1.00
市部	1	3	1.00	1.00
市部	27	27	0.37	1.15
市部	25	25	0.96	1.08
平均			0.90	0.97

*：雌雄合計で40頭分

表 5 地域猫活動の効果に関する回答数

行政区分	支援効果			
	苦情減少	処分数減少	親密度	不明
東京都 特別区	4	1	5	1
東京都 市部	1	1	2	0
政令指定都市	0	0	0	5
中核市	1	1	2	1
都道府県	2	2	0	2
計 (%) *	8(21.1)	5(13.2)	9(23.7)	9(23.7)

*：支援する行政区数に対する割合

表 6 地域猫活動を支援している行政の猫の保護事業について

行政	調査結果 (2008年度)		減少比率*1		支援または活動開始	支援・効果の選択項目数*2
	全引取り頭数	処分頭数	全引取り比率	処分比率		
政令指定都市-1	1621	1432	0.73	0.65		1
政令指定都市-2	853	993	1.50	0.73		3
政令指定都市-3	929	878	0.84	0.84		1
政令指定都市-4	4638	4591	0.96	0.97	2008	2
政令指定都市-5	2784	2650	1.07	1.01		3
中核都市-1	499	437	1.25	1.13	2008	3
中核都市-2	418	415	0.79	0.78	2003	4
中核都市-3	3001	2897	0.86	0.84	2009	2
中核都市-4	318	113	0.47	0.19	2004	7
都道府県-1	4432	4718	0.78	0.80	2001	4
都道府県-2	3274	3030	0.82	0.77	2002	5
都道府県-3	8186	8028	1.40	1.37		2
都道府県-4	2457	2467	0.77	0.71		1

*1：2008年度の数値/2005年度の数値。2005年度の数値はALIVE資料（「引取り」数+「所有者不明の引取り」数）より引用

*2：支援と効果に関する質問で選択された項目の数：支援項目：「条例・制度」「飼い主のいない猫の手術費補助」「講習会」「器具貸出」

処分数（ALIVE調べ⁷⁾と比較した（表6）。2008年度の数値を2005年度の数値で割った比率を、支援とその効果に関する質問で選択された総項目数との関係でみたところ、引取り比率（ $r = -0.31$ ）より処分減少率（ $r = -0.50$ ）のほうが総項目数と高い負の相関が得られた。また、この13行政の中で把握した地域猫活動の開始年と、処分比率および引取り比率の関係を見たところ、開始を早くした行政のほうが、引取り比率ならびに処分比率の両方とも低い傾向がみられた（図2）。

考 察

地域猫活動に限らず、一部の行政が提示している「猫の

飼育ガイドライン」では、ノラ猫の世話をする場合の指針として、周辺住民の理解を得ること、餌の場所・給餌時間を決め、置き餌をしないこと、猫用トイレを設置して片付けること、周辺の美化に心がけること、避妊去勢手術をすること、等が共通して挙げられている（表7）。行政によっては、この他に新しい飼い主を探すことも盛り込んでいる。このガイドラインからわかるように、ノラ猫問題は、動物の適正飼育や動物福祉にかかわる動物愛護問題であると同時に、地域住民間の問題も含み、さらに環境衛生や公衆衛生の問題も含んでいる。行政が動物愛護推進計画の中で進めている飼い主のいない猫対策としての支援は、猫の処分数を減らすことを目的としている。欧米で行われている

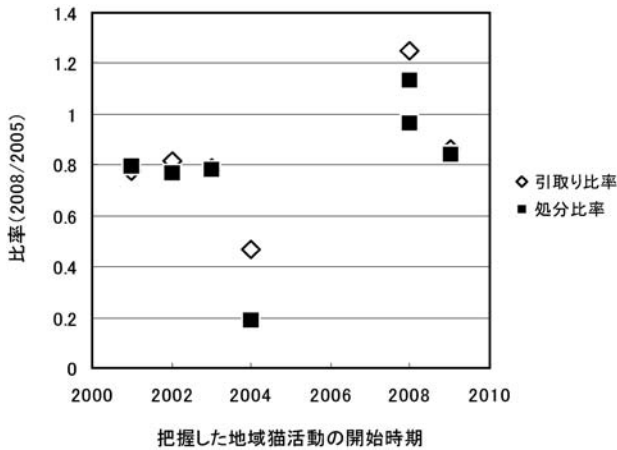


図 2 地域猫活動の開始時期と猫の引取りおよび処分の減少率との関係

TNR の効果を検証した報告をみると、ノラ猫の数を減らすのに効果があった報告⁵⁾、ノラ猫の数やその動態には影響しないとする報告^{2,3)}があり、その評価は実際のところ定まっていない。TNR は猫自身にとって負担で他の方法を検討する必要がある、ノラ猫の数を減らすには TNR だけでなく飼い主の教育も必須で、それなくしてはノラ猫の数を減らすことはできないという意見や^{5,11)}、TNR についての報告はほとんどが信頼に足るものではなく、効果があると報告されているのは狭い地域に限られており、野生動物の保護の観点からは TNR の効果は大いに疑問であり、精査が必要である⁴⁾とする意見もある。しかし、米国の文献では、feral cats と表現されていることから、日本のノラ猫とは異なり、人の手を離れてしまった野生の猫と考えられ、その調査報告をそのまま日本にあてはめることは性急である。

今回の我々の調査では、特に東京都特別区で地域猫活動が普及しその支援（飼い主のいない猫対策としての支援も含む）が行政により行われていたことが明らかとなった。一方、政令指定都市、中核市および都道府県では地域猫活動が普及しておらず、その支援がほとんどなされていない状態であった。地域猫活動あるいは飼い主のいない猫を世話する活動に、何らかの支援策を講じているのが東京都の行政に多いのは、地域猫活動あるいは飼い主のいない猫対策に一定の効果を認めていることが、回答から示唆された。しかしこれは、東京都には地域猫活動を必要とする要素が多いことが理由にあるとも考えられる。山根ら¹²⁾による調査では、地域の環境的特徴や住民の意識により、人の管理状態で区分した猫群の生息割合に違いがあって、人と猫とのかかわりには狭い範囲の地域特性がみられた。定住者の多い一戸建て中心の住宅街では猫の排泄物や鳴き声による問題が起きる可能性があり、ノラ猫に餌を与える人の多い飲食店の多い地域では、ノラ猫の繁殖力が上がって子猫が生まれてノラ猫が増加する可能性がある、と指摘している。今後各地で地域猫活動が普及するかどうかは、地域の発展や開発の方向性に影響を受けると考えられる。

表 7 特定の飼い主のいない猫を地域住民が世話するための「猫の飼育ガイドライン」概略

<ul style="list-style-type: none"> 活動地域でのトラブル防止策 <ul style="list-style-type: none"> 猫の飼育管理活動は、周辺住民の理解を得たうえで行う 近隣の環境美化に心がける 飼育管理の責任を持つ <ul style="list-style-type: none"> 給餌は場所と時間を決め、後片付けをする 猫用トイレを設置して、排泄の後始末を行う 飼育管理する猫は避妊去勢手術を施す 飼育管理する猫の健康に配慮する 飼育管理する猫の数を減らす <ul style="list-style-type: none"> 新しい飼い主を探す

参考：磯子区および西区猫の飼育ガイドライン⁸⁾、神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（人と猫のよりよい共生をめざして）⁹⁾、目黒区の猫の適正飼育ガイドライン¹⁰⁾より

避妊去勢手術費の補助制度は、近年の地域猫活動の知名度の上昇、動物福祉観の変化、動物愛護管理法の改正などの流れから、飼い主のいない猫対象に広がりをみせている。実施率から考えて、手術費の補助は地域猫活動をする者にとっては力強い支援となっており、活動者にわかりやすく利用しやすいものでなければならない。

行政が地域猫活動を支援した効果については、今回の結果からは明確な結果は得られなかった。4分の1に近い行政が効果は不明と回答した。その理由として、多くの行政で支援開始時期が2004年度以降からであり、効果が出るにはまだ経過年数が浅いためと考えられた。地域猫活動の本来の目的であった「猫によるトラブルをゼロにする」という観点からみると、何らかの支援を行っている行政のうち5分の1から4分の1近い行政が「猫の苦情が減った」「住民間の親密度が増した」と回答しており、地域猫活動には一定の効果があることが示唆された。一方、猫の処分数の減少という観点から地域猫活動の支援効果をみると、支援している行政に減ったという回答は少なく、引取り数の減少に直接繋がったとは考えられなかった。猫の引取り比率および処分比率の値がもっとも小さく猫の保護事業に効果を認めた行政では、地域猫活動の支援が2004年度からと比較的早く、なおかつ活動の支援のための制度、手術費の補助、講習会や器具の貸し出しなどの支援が他と比べて多かった。これは一事例であり、これほど猫の保護事業に効果を認めた行政は他には認められなかったことから、この結果は地域猫活動支援の効果を反映したのもではなく、比較的早くから地域猫活動を支援し猫の保護事業に行政が積極的に取り組んだことによるものと捉えるのが妥当と考えられる。本報告は、地域猫活動を支援あるいは把握している行政のみを対象に支援制度の効果比較を試みた結果であることから、支援活動の効果を真に検証するには支援していない行政での猫の保護事業成果についても合わせて検討すべきであろう。

今回のアンケートでは、調査以前に地域猫の定義づけが

必要、との指摘を一つならず受けた。このことから、アンケートでは単純に「地域猫活動を行っているか」という問いであったため、全行政から回答を得ることができなかった。また、支援や効果に関する選択項目が少なく、支援と効果の判定には不足な調査内容であった。

ノラ猫の問題は公共の問題であり行政が対処すべきとの認識はどの市民にも一致していると思われ、猫の苦情を減らすという人の生活福祉への対応だけでなく、動物福祉にかなうための猫の保護事業も同時に行政は求められている。しかし、猫の避妊去勢手術費の補助額だけでも年間相当な額に登る。そのため、ノラ猫を減らすための地域猫活動、あるいは飼い主のいない猫への支援策については、今後その効果を検証すべきであろう。

謝辞：本調査を行うにあたり、多くのご助言をいただきました横浜市職員の黒澤泰先生、そして、本調査に快くご回答いただいた各行政担当部署の方々にこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。さらに、本調査では、地域猫活動をされておられる団体の方々にもたくさんのご協力をいただきました。この場をお借りして心からお礼申し上げます。

引用文献

- 1) 環境省, 統計資料, <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html> (最終アクセス 2012 年 3 月 6 日)
- 2) 黒澤 泰 (2005) 地域猫のすすめ ノラ猫と上手につきあう方法. 株式会社文芸社, 東京.
- 3) WALLACE J L, LEVY J K (2006) Population characteristics of feral cats admitted to seven trap-neuter-return programs in the United States. *Journal of Feline Medicine and Surgery* 8 : 279-284.
- 4) GUTTLA D A, STAPP P (2010) Effects of sterilization on movements of feral cats at a wildland-urban interface. *Journal of Mammalogy* 91 : 482-489.
- 5) NATOLI E, MARAGLIANO L, CARIOLA G, FAINI A, BONANNI R, CAPEZZO S, FANTINI C (2006) Management of feral domestic cats in the urban environment of Rome (Italy). *Preventive Veterinary Medicine* 77 : 180-185.
- 6) LONGDORE T, RICH C, SULLIVAN L M (2009) Critical assessment of claims regarding management of feral cats by Trap-Neuter-Return. *Conservation Biology* 23 : 887-894.
- 7) 地球生物会議 (ALIVE), 動物実験廃止・全国ネットワーク (AVA-net), 生きもの SOS (2007) 全国動物行政アンケート結果報告書 ALIVE 資料集 No. 27 平成 17 年度版, 地球生物会議 (ALIVE), 東京.
- 8) 黒澤 泰 (2005) 磯子区猫の飼育ガイドライン 西区猫の飼育ガイドライン (ダイジェスト版). 地域猫のすすめ ノラ猫と上手につきあう方法, 株式会社文芸社, 東京, pp. 112-126.
- 9) 神奈川県猫の適正飼養ガイドライン (人と猫のよりよい共生をめざして), <<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/164749.pdf>> (最終アクセス 2012 年 3 月 6 日)
- 10) 目黒区の猫の適正飼育ガイドライン, <http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/hoken_eisei/pet/neko/homeless/> (最終アクセス 2012 年 3 月 6 日)
- 11) ROBERTSON S (2008) A review of feral cat control. *Journal of Feline Medicine and Surgery* 10 : 366-375.
- 12) 山根明弘, 華山さゆり, 中村智子, 砂原はるみ, 中川一政, 清水洋子, 野口明子, 小野勇一 (2011) 個体識別法による市街地 3 地区におけるイエネコ (*Felis catus*) の生息個体数推定. ヒトと動物の関係学会誌 29 : 33-39.

The Status and the Effects of Administrative Support for the Volunteer Activities for Stray Cats

By

Asami TSUCHIDA*, Manami AKITA**, Koji MASUDA* and Takao OISHI*

(Received November 4, 2011/Accepted April 20, 2012)

Summary : Activities by community volunteers who care for stray cats, such as neutering and caring for stray cats, were supported at various administrative levels in Japan. In order to identify the status of the activities in which support is provided by the administrations and to assess the effect, we conducted a questionnaire survey to each government in 2008. The activities to support volunteer activities related to stray cats was significantly higher in the 23 wards of Tokyo than in other cities in Tokyo. Many of the local administrations did not have information about whether there were any such activities. There were significantly more administrations in the 23 wards of Tokyo and the other cities in Tokyo than in local administrations, which supported the activities such as enacting ordinances and animal protection promotion plans, and providing financial assistance to cover the cost of sterilization surgeries. This study could not clarify the effects of these support activities on reducing the number of and the nuisances caused by stray cats. However, it was suggested that efforts at the early period by every administration to assess the situation of stray cats and offer support activities would make the animal protection plans more effective.

Key words : volunteer activity to care for stray cats, administrative supports for the volunteer activities, effects of the administrative supports

* Department of Human and Animal-Plant Relationships, Faculty of Agriculture, Tokyo University of Agriculture

** National Pension and Health Insurance Division, Yoshikawa City Office